

大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 148

最近改正 令和 8. 2. 1 規程 26

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第 54 条の規定に基づき、職員（就業規則第 2 条に規定する職員のうち就業規則第 54 条第 2 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 看護補助職給料表 (別表第 2)
- (3) 医療職給料表 (別表第 3)
- (4) 病院看護職給料表 (別表第 4)

(職務の級の決定)

第 5 条 職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第 6 条 新たに職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第7条 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

- 2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 3 休職となった職員が復職したときその他他の職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により調整額を支給する職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。
- 3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

- 2 職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第34条第8項及び第35条から第38条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。
 - (1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。
 - (2) 離職又は死亡の日に第41条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
 - (3) 就業規則第29条(第2号及び第8号に掲げる者を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第50条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (4) 大阪公立大学医学部附属病院職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。
 - (5) 就業規則第17条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日まで給料を支給する。
 - (6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。
- 3 離職した職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第 11 条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第 3 章 諸手当の支給基準

（職務負担手当）

- 第 12 条 法令に定められる職務等に従事する職員のうち、その職務の複雑、困難又は責任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであつて、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。
- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、大阪公立大学医学部附属病院職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

（職務負担手当の始期、終期及び日割計算）

- 第 13 条 月の中途において、職務負担手当を受けるべき事由が生じた場合はその日から職務負担手当を支給し、職務負担手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から職務負担手当の額を改定し、退職し又は職務負担手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から職務負担手当を支給しない。
- 2 前項の場合の職務負担手当の計算にあつては、第 11 条の規定を準用し、日割計算する。

（扶養手当）

- 第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。
- (1) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第16条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第14条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の

支給額の計算については、第 11 条の規定を準用し、日割計算する。

(地域手当)

第 17 条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 12.8 (東京都の特別区の存する地域に在勤する職員にあつては、100 分の 18) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 18 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学医学部附属病院職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている職員
 - (2) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる職員のうち同項第 2 号に掲げる職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

(住居の届出)

第 20 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(住居手当支給の始期及び終期)

第 21 条 住居手当の支給は、職員が新たに第 19 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の

属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合(同額に改定する場合を含む。) について準用する。

(通勤手当)

第 22 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学医学部附属病院職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。) で定める職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの(以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。) の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が150,000円を超えるときは、支給単位期間(当該合計額が150,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。) につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、通勤手当規程で定める職員については、この限りでない。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第 23 条 新たに職員として採用されたこと、事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他大阪公立大学医学部附属病院職員単身赴任手当規程(以下「単身赴任手当規程」という。) で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用、配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該採用、配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通

勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第 24 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（単身赴任手当支給の始期及び終期）

第 25 条 第 21 条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

（特殊勤務手当）

第 26 条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないとき認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
- (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
- (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務

- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、大阪公立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

（時間外勤務手当）

第 27 条 勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125
 - (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150
 - (3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く。） 100分の135
 - (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定による休日の振替により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）について360時間を超えた職員には、その360時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第28条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第29条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」} + \text{「職務負担手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第30条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

- 3 前項の規定により計算した時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(宿日直手当)

第31条 勤務時間等規程第17条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、8,000円を宿日直手当として支給する。

(1) 医学部附属病院において緊急事態の対処及び連絡の対応をするための宿日直勤務

(2) 医学部附属病院において急を要する薬剤管理、検査等に対応するための宿日直勤務

2 (削除)

3 第 27 条から前条までの規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 27 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第 32 条 監視又は断続的勤務に従事する職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 5 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

第 4 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 33 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日 (以下これらの日を「基準日」という。) に在職する職員には、大阪公立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程 (以下「期末手当規程」という。) に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員 (別に定める職員を除く。) についても、同様とする。

第 5 章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第 34 条 就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者 (次項及び第 3 項に定めるものを除く。) に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。

2 結核性疾患にかかり就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。

4 就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。

5 就業規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。

6 就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70

以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

- 7 就業規則第19条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第19条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第19条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第35条 就業規則第50条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第36条 大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

（育児短日数勤務の期間中の給与）

第37条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている職員のその間の給与については、大阪公立大学医学部附属病院育児短日数勤務をしている職員の給与に関する規程に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第38条 大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

（業務傷病休業等の間の給与）

第39条 就業規則第44条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった職員には、その間、給与の全額を支給する。

（休職前後の給与支給の変更）

第40条 職員が月の中途において、前6条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、

第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。
- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 6 章 給与の減額

(給料の減額)

第 41 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 19 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 59 条第 2 項及び第 60 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 30 条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第 32 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 30 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 59 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第 41 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
- (2) 就業規則第 60 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合

4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。

- (1) 休暇間の期間に勤務した日（1 日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合

当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。

(2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合

当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

(勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額)

第 42 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料（調整額を含む）の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料（調整額を含む）の月額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する 1 週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第 43 条 第 41 条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(職務負担手当の減額)

第 44 条 職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日当たりの職務負担手当を、その者に支給すべき職務負担手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第 19 条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第 26 条第 1 項に規定する特別休暇

(3) 勤務時間等規程第 32 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 前項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 42 条第 1 項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第 45 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及

び給料の調整額の月額にかかる部分については、第 41 条及び第 42 条の規定を準用し、減額する。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第 46 条 第 41 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第 47 条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 48 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、職務負担手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、及び宿日直手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第 49 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第 50 条 職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 47 条及び第 48 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第 51 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、職員の同意を

得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第 8 章 再雇用職員の給与

（再雇用職員の給与）

第 52 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

- 2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（定義）

第 53 条 再雇用職員とは、大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

（給料）

第 54 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 新たに再雇用職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額
- (2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

（職務負担手当）

第 54 条の 2 第 12 条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第 3 条から第 6 条までの規定による金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1 週間当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 55 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 56 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 57 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週 4 日以上のある者又は通勤手当規程に定める地域からの通勤のため新幹線鉄道等を利用する者 第 22 条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない者（前号に掲げる者を除く。） 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 150,000 円を超えることとなる場合については、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務（現に通勤したものに限り。）の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
 - イ 自転車等を利用する場合 通勤手当規程第 14 条の 5 第 2 号の規定を準用する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- (3) 特別の事情により、前 2 号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第 58 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 27 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 大阪公立大学医学部附属病院パートタイム有期雇用職員給与規程第 23 条の規定を準用する。

第 9 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 59 条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 60 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 61 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 62 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 63 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (令和 1.11.1 規程 148 (令和 2.12.1 規程 252) (令和 4.3.31 規程 487) (令和 5.2.28 規程 21))

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (2) 旧病院職員就業規則 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則をいう。
- (3) 旧病院職員給与規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程をいう。
- (4) 病院承継職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (5) 病院区分職員 この規程が適用される職員で、本法人採用の日に阿倍野地区 (医学部) 事業場、阿倍野地区 (医学部附属病院) 事業場、阿倍野地区 (MedCity21) 事業場で勤務するもの (再雇用規程の適用を受ける者並びに前号の職員を除く。) をいう。
- (6) 病院区分課長代理級 病院承継職員及び病院区分職員 (再雇用規程の適用を受ける者を除く。) のうち、昇給等規程別表第 1 において一般職給料表 (1) 4 級、医療職給料表 4 級又は病院看護職給料表 6 級が適用される職務にあるものをいう。

(合併に伴う特例措置)

3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間における病院承継職員及び病

院区分職員の給与については、第 34 条第 3 項、第 39 条、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 56 条まで並びに第 59 条から第 62 条までの規定を除き、旧病院職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

4 第 41 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間において第 53 条第 2 号に定めるパートタイム再雇用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

(1) 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「短時間勤務職員勤務時間等規程」という。）第 19 条に規定する年次有給休暇

(2) 短時間勤務職員勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇

(3) 短時間勤務職員勤務時間等規程第 17 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間

(4) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

5 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 本則の規定にかかわらず、病院区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

（給料表その他の切替えにかかる措置）

7 附則第 3 項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、大阪市立大学医学部附属病院職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

8 （削除）

（令和 2 年 12 月 1 日以降に新たに法人職員となる者の号給の切替え）

9 新たに法人職員となる者の切替日における号給は、切替日前日に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

10 新たに法人職員となる者のうち、新級が 5 級となる者の切替日における号給については、前項の規定にかかわらず理事長が別に定めるところにより決定する。

（職務の級及び号給の切替え等に伴う経過措置）

11 新たに法人職員となる者において、第 9 項の規定により、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、当該職員が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた給料月額に達するまでの間、当該額とする。

12 前項の規定により給料月額が決定される職員の次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同項による給料月額（第 4 号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額（第 9 条の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とす

る。

- (1) 給料の調整額
 - (2) 第 17 条の規定による地域手当
 - (3) 第 26 条の規定による特殊勤務手当
 - (4) 第 27 条の規定による時間外勤務手当及び第 28 条の規定による夜間勤務手当
 - (5) 第 33 条の規定による期末手当及び勤勉手当
- 13 第 9 項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日前日に受けていた号給の給料月額に達しないこととなる場合については、大阪市立大学医学部附属病院職員退職手当規程第 9 条第 1 項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。
(平成 31 年 4 月 1 日の病院看護職給料表の給料表の切替えにかかる措置)
- 14 旧病院職員給与規程附則第 8 項の規定により給料月額が決定される職員の令和 4 年 4 月 1 日以後における給料月額は、大阪公立大学医学部附属病院職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程第 11 条の規定により決定される額とする。
- 15 前項の規定により給料月額が決定される者の次の各号に掲げる期間の給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、前項の規定による給料月額から令和 4 年 4 月 1 日においてその者が受ける号給の給料月額と前項の規定による給料月額の差額に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。
- (1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで 100 分の 20
 - (2) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 100 分の 40
 - (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 100 分の 60
 - (4) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 100 分の 80
- 16 前項の規定により給料月額が決定される者の次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同項による給料月額（第 4 号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額（第 9 条の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とする。
- (1) 給料の調整額
 - (2) 第 17 条の規定による地域手当
 - (3) 第 26 条の規定による特殊勤務手当
 - (4) 第 27 条の規定による時間外勤務手当及び第 28 条の規定による夜間勤務手当
 - (5) 第 33 条の規定による期末手当及び勤勉手当
- 17 第 14 項の規定による給料表の切替えにより、新給料表の適用を受ける者が平成 31 年 4 月 1 日において受ける号給の給料月額が第 14 項の規定による給料月額に達しないこととなる場合については、大阪市立大学医学部附属病院職員退職手当規程第 9 条第 1 項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

(経過措置期間における昇格の特例)

- 18 新給料表の適用を受ける者において、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間に昇格した者の号給については、大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程第17条第3項の規定により得られた号給の給料月額が当該昇格日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合は、当該職員が当該昇格日の前日に受けていた給料月額（第14項の適用を受ける者にあつては同項による給料月額）と同じ号給（同じ号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 19 当分の間、職員（就業規則第2条に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあつては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 20 就業規則第14条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第14条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（大阪公立大学医学部附属病院職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 22 附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされ

た職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

- 23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、就業規則第14条第2項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

(60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

- 24 附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第24項の規定により読み替えられた前2項」とする。

附 則 (令和2.2.1 規程15)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程(以下「第1条改正後の規程」という。)第17条、別表第2、別表第3及び別表第4並びに大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程(平成31年規程第40号)附則第3項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則 (令和2.4.1 規程174)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(追給の限度に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程第 61 条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に到来した給与については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2. 12. 1 規程 252)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4. 3. 31 規程 487)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4. 10. 1 規程 599)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5. 2. 28 規程 21)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 から別表第 4 までの規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 改正後の規程附則第 11 項及び第 15 項の規定に基づき決定する給料月額は、同項により得られる額に、800 円を加えた額とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和 4 年 4 月 1 日から改正後の規定の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 6 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 5 年 3 月 17 日とする。

附 則 (令和 5. 3. 31 規程 91)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5. 12. 28 規程 232)

- 1 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 から別表第 4 まで及び大阪公立大学医学部附属病院職員の給与規程の一部を改正する規程（令和 5 年度規程第 232 号）附則第 4 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した

者には適用しない。

(新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 改正後の規程附則第 11 項、第 15 項及び附則（令和 5. 2. 28 規程 21）第 4 項の規定に基づき決定する給料月額は、同項により得られる額に、3, 200 円を加えた額とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和 5 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 6 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 6 年 1 月 17 日とする。

附 則（令和 6. 6. 1 規程 170）

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 改正後の規程附則第 11 項、第 15 項、附則（令和 5. 2. 28 規程 21）第 4 項及び附則（令和 5. 12. 28 規程 232）第 4 項の規定に基づき決定する給料月額は、同項により得られる額に、6, 900 円を加えた額とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和 6 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 6 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 6 年 6 月 17 日とする。

附 則（令和 6. 7. 30 規程 201）

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 2. 1 規程 18）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 から別表第 4 までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置)

- 改正後の規程附則第 11 項、第 15 項、附則（令和 5.2.28 規程 21）第 4 項、附則（令和 5.12.28 規程 232）第 4 項及び附則（令和 6.6.1 規程 170）第 4 項の規定に基づき決定する給料月額、同項により得られる額に、1,400 円を加えた額とする。

（給与の内払）

- この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和 6 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 7 年 2 月 17 日とする。

附 則（令和 7.3.31 規程 149）

（施行期日）

- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 14 条の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある親族／(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。
- この規程による改正後の規程第 23 条の規定は、この規程の施行日以降に新たに職員として採用された者に適用し、同日より前に職員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7.6.1 規程 243）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8.2.1 規程 26）

（施行期日）

- この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 から別表第 4 までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 前項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（新たに法人職員となる者の号給の切替え等に伴う経過措置）

- 改正後の規程附則第 11 項、第 15 項、附則（令和 5.2.28 規程 21）第 4 項、附則（令和 5.12.28 規程 232）第 4 項、附則（令和 6.6.1 規程 170）第 4 項及び附則（令和 7.2.1 規程 18）の規定に基づき決定する給料月額は、同項により得られる額に、6,900 円を加えた額とする。

(給与の内払)

- 5 この規程による改正前の大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程の規定に基づいて令和7年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 6 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和8年2月17日とする。

別表第1

一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	199,600	269,100	293,000	363,900
2	200,700	270,200	294,300	365,700
3	201,800	271,300	295,500	367,500
4	202,900	272,300	296,700	369,300
5	204,000	273,300	297,900	371,100
6	205,100	274,400	299,300	373,000
7	206,200	275,500	300,700	374,800
8	207,300	276,600	302,000	376,600
9	208,400	277,600	303,300	378,400
10	209,700	278,700	304,700	380,300
11	211,000	279,800	306,100	382,200
12	212,300	280,900	307,500	384,000
13	213,600	282,000	308,800	385,800
14	215,000	283,200	310,300	388,000
15	216,400	284,300	311,800	390,200
16	217,700	285,400	313,300	392,400
17	219,000	286,500	314,700	394,500
18	220,900	287,700	316,200	396,600
19	222,800	288,800	317,700	398,700
20	224,700	289,900	319,200	400,800
21	226,600	291,000	320,700	402,900
22	229,100	292,300	322,700	404,600
23	231,500	293,600	324,600	406,300
24	233,900	294,900	326,500	407,900

25	236,300	296,100	328,400	409,500
26	238,100	297,400	330,400	411,000
27	239,800	298,700	332,400	412,500
28	241,500	300,000	334,400	414,000
29	243,000	301,200	336,400	415,500
30	243,400	302,600	338,100	416,700
31	243,700	303,900	339,800	417,900
32	244,000	305,200	341,400	419,000
33	244,300	306,500	343,000	420,100
34	244,900	307,900	344,600	421,300
35	245,500	309,200	346,200	422,400
36	246,100	310,500	347,800	423,500
37	246,700	311,800	349,300	424,600
38	248,200	313,200	351,300	425,300
39	249,700	314,600	353,200	426,000
40	251,100	315,900	355,100	426,700
41	252,500	317,200	357,000	427,400
42	253,700	318,600	358,900	428,000
43	254,900	320,000	360,800	428,500
44	256,000	321,400	362,700	429,000
45	257,100	322,700	364,600	429,500
46	258,100	324,000	366,500	429,800
47	259,100	325,300	368,300	430,000
48	260,000	326,600	370,100	430,200
49	260,900	327,900	371,900	430,400
50	261,800	329,500	373,400	430,600
51	262,700	331,100	374,900	430,800
52	263,600	332,700	376,300	431,000
53	264,500	334,300	377,700	431,200
54	265,400	335,900	378,800	431,400
55	266,300	337,400	379,800	431,600
56	267,200	338,900	380,800	431,800
57	268,100	340,400	381,800	432,000
58	269,000	341,200	382,900	432,200
59	269,900	342,000	383,900	432,400

60	270,800	342,800	384,900	432,600
61	271,700	343,500	385,900	432,800
62	272,600	344,300	386,500	433,000
63	273,500	345,100	387,100	433,200
64	274,400	345,900	387,700	433,400
65	275,200	346,500	388,200	433,600
66	276,100	347,300	388,800	433,800
67	277,000	348,100	389,400	434,000
68	277,800	348,800	390,000	434,200
69	278,600	349,500	390,500	434,400
70	279,800	350,100	391,100	434,600
71	280,900	350,700	391,700	434,800
72	282,000	351,300	392,300	435,000
73	283,100	351,800	392,800	435,200
74	284,000	352,400	393,400	
75	284,900	352,900	394,000	
76	285,800	353,400	394,500	
77	286,600	353,900	395,000	
78	287,500	354,400	395,400	
79	288,400	354,900	395,700	
80	289,300	355,400	396,000	
81	290,100	355,800	396,300	
82	291,000	356,200	396,700	
83	291,900	356,600	397,000	
84	292,800	357,000	397,300	
85	293,600	357,400	397,600	
86	294,500	357,800	398,000	
87	295,400	358,200	398,300	
88	296,300	358,600	398,600	
89	297,100	359,000	398,900	
90	298,000	359,400	399,100	
91	298,900	359,800	399,300	
92	299,800	360,200	399,500	
93	300,500	360,500	399,700	
94	301,400	360,900	399,900	

95	302,300	361,300	400,100	
96	303,100	361,700	400,300	
97	303,900	362,000	400,500	
98	304,600	362,300	400,700	
99	305,300	362,600	400,900	
100	306,000	362,900	401,100	
101	306,700	363,200	401,300	
102	307,400	363,500		
103	308,100	363,700		
104	308,800	363,900		
105	309,400	364,100		
106	309,800	364,300		
107	310,200	364,500		
108	310,500	364,700		
109	310,800	364,900		
110	311,200	365,100		
111	311,600	365,300		
112	311,900	365,500		
113	312,200	365,700		
114	312,600			
115	312,900			
116	313,200			
117	313,500			
118	313,900			
119	314,200			
120	314,500			
121	314,800			
122	315,100			
123	315,400			
124	315,700			
125	315,900			
126	316,200			
127	316,400			
128	316,600			
129	316,800			

130	317,000			
131	317,200			
132	317,400			
133	317,600			
134	317,800			
135	318,000			
136	318,200			
137	318,400			
138	318,600			
139	318,800			
140	319,000			
141	319,200			
142	319,400			
143	319,600			
144	319,800			
145	320,000			
再雇用	244,100	260,800	283,100	307,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2

看護補助職給料表

号給	1級	2級	3級
1	181,400	269,300	312,900
2	182,500	270,700	314,800
3	183,600	272,100	316,700
4	184,700	273,500	318,600
5	185,800	274,800	320,500
6	186,900	276,100	322,400
7	188,000	277,300	324,300
8	189,100	278,500	326,100
9	190,200	279,700	327,900
10	191,300	280,800	329,600
11	192,400	281,900	331,300
12	193,500	283,000	333,000

13	194,500	284,000	334,600
14	195,600	285,100	336,200
15	196,700	286,200	337,800
16	197,700	287,200	339,300
17	198,700	288,200	340,800
18	199,800	289,300	342,400
19	200,900	290,400	343,900
20	201,900	291,400	345,400
21	202,900	292,400	346,900
22	204,000	293,500	348,500
23	205,000	294,500	350,000
24	206,000	295,500	351,500
25	207,000	296,500	353,000
26	208,100	297,600	354,400
27	209,100	298,600	355,800
28	210,100	299,600	357,200
29	211,100	300,600	358,600
30	212,100	301,700	359,900
31	213,100	302,700	361,200
32	214,100	303,700	362,500
33	215,100	304,700	363,800
34	216,100	305,700	365,000
35	217,100	306,700	366,200
36	218,100	307,700	367,400
37	219,100	308,700	368,500
38	220,100	309,600	369,600
39	221,100	310,400	370,700
40	222,100	311,200	371,700
41	223,000	312,000	372,700
42	224,000	312,900	373,600
43	225,000	313,700	374,500
44	226,000	314,500	375,400
45	226,900	315,300	376,300
46	227,900	316,200	377,100
47	228,900	317,000	377,900

48	229,800	317,800	378,700
49	230,700	318,600	379,400
50	231,700	319,500	380,200
51	232,700	320,300	381,000
52	233,600	321,100	381,700
53	234,500	321,900	382,400
54	235,400	322,800	383,100
55	236,300	323,600	383,800
56	237,200	324,400	384,500
57	238,100	325,200	385,100
58	239,000	326,100	385,700
59	239,900	326,900	386,300
60	240,800	327,700	386,900
61	241,700	328,500	387,400
62	242,600	329,400	387,900
63	243,500	330,200	388,300
64	244,400	331,000	388,700
65	245,200	331,800	389,100
66	246,100	332,600	389,500
67	247,000	333,400	389,900
68	247,900	334,200	390,300
69	248,700	335,000	390,700
70	249,600	335,800	
71	250,500	336,600	
72	251,300	337,400	
73	252,100	338,200	
74	253,000	339,000	
75	253,900	339,800	
76	254,700	340,600	
77	255,500	341,400	
78	256,400	342,200	
79	257,300	343,000	
80	258,100	343,800	
81	258,900	344,600	
82	259,800	345,400	

83	260,700	346,200	
84	261,500	347,000	
85	262,300	347,800	
86	263,200	348,600	
87	264,100	349,400	
88	264,900	350,200	
89	265,700	351,000	
90	266,600	351,800	
91	267,400	352,600	
92	268,200	353,400	
93	269,000	354,100	
94	269,800	354,900	
95	270,600	355,700	
96	271,400	356,500	
97	272,200	357,200	
98	273,000	358,000	
99	273,800	358,800	
100	274,600	359,500	
101	275,300	360,200	
102	276,100	361,000	
103	276,800	361,700	
104	277,500	362,400	
105	278,200	363,100	
106	278,800	363,800	
107	279,300	364,500	
108	279,800	365,200	
109	280,300	365,900	
110	280,800	366,400	
111	281,300	366,900	
112	281,800	367,400	
113	282,300	367,900	
114	282,800	368,400	
115	283,200	368,900	
116	283,600	369,400	
117	284,000	369,800	

118	284,400		
119	284,800		
120	285,200		
121	285,600		
122	286,000		
123	286,400		
124	286,800		
125	287,100		
126	287,500		
127	287,900		
128	288,300		
129	288,600		
130	289,000		
131	289,400		
132	289,700		
133	290,000		
134	290,400		
135	290,800		
136	291,100		
137	291,400		
138	291,800		
139	292,200		
140	292,500		
141	292,800		
142	293,200		
143	293,600		
144	293,900		
145	294,200		
146	294,600		
147	295,000		
148	295,300		
149	295,600		
150	296,000		
151	296,400		
152	296,700		

153	297,000		
154	297,400		
155	297,800		
156	298,100		
157	298,400		
158	298,800		
159	299,200		
160	299,500		
161	299,800		
162	300,200		
163	300,600		
164	300,900		
165	301,200		
166	301,600		
167	302,000		
168	302,300		
169	302,600		
170	303,000		
171	303,400		
172	303,700		
173	304,000		
174	304,400		
175	304,800		
176	305,100		
177	305,400		
178	305,800		
179	306,200		
180	306,500		
181	306,800		
182	307,200		
183	307,600		
184	307,900		
185	308,200		
再雇用	244,100	260,800	283,100

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3

医療職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	208,600	265,500	306,800	379,200
2	210,000	266,600	308,000	381,400
3	211,400	267,700	309,200	383,700
4	212,700	268,800	310,300	386,000
5	213,800	269,800	311,400	388,300
6	215,200	270,900	312,600	390,900
7	216,600	272,000	313,700	393,400
8	217,900	273,100	314,900	395,900
9	219,000	274,200	316,000	398,400
10	220,400	275,400	317,300	400,800
11	221,800	276,600	318,600	403,200
12	223,100	277,700	319,800	405,600
13	224,400	278,800	321,000	407,900
14	225,800	280,100	322,500	410,000
15	227,100	281,300	324,000	412,200
16	228,500	282,500	325,400	414,300
17	229,800	283,700	326,900	416,400
18	231,200	285,200	328,600	418,300
19	232,600	286,600	330,400	420,100
20	234,000	288,000	332,100	421,900
21	235,300	289,400	333,800	423,700
22	236,700	290,800	335,700	425,100
23	238,200	292,300	337,600	426,700
24	239,700	293,800	339,500	428,200
25	241,200	295,200	341,300	429,700
26	242,800	296,700	343,300	431,200
27	244,300	298,200	345,300	432,600
28	245,800	299,700	347,300	434,000

29	247,400	301,000	349,300	435,500
30	248,900	302,500	351,400	436,700
31	250,500	304,000	353,400	437,900
32	252,000	305,500	355,400	439,200
33	253,600	306,900	357,400	440,400
34	255,100	308,400	359,500	440,700
35	256,600	309,900	361,700	441,000
36	258,100	311,400	363,900	441,300
37	259,600	312,800	365,900	441,500
38	261,100	314,300	367,500	
39	262,600	315,900	369,100	
40	264,100	317,400	370,700	
41	265,600	319,000	372,300	
42	267,100	320,800	373,400	
43	268,600	322,500	374,500	
44	270,000	324,200	375,600	
45	271,300	326,000	376,700	
46	272,800	327,800	377,800	
47	274,300	329,500	378,900	
48	275,800	331,300	380,000	
49	277,100	333,100	381,100	
50	278,500	335,200	382,200	
51	280,000	337,200	383,300	
52	281,400	339,100	384,400	
53	282,700	341,000	385,500	
54	284,200	343,100	386,500	
55	285,600	345,200	387,600	
56	287,000	347,200	388,700	
57	288,300	349,200	389,900	
58	289,800	351,200	390,900	
59	291,300	353,200	391,800	
60	292,600	355,100	392,700	
61	294,000	357,000	393,600	
62	295,400	359,000	394,500	

63	296,900	360,900	395,400	
64	298,200	362,800	396,300	
65	299,600	364,800	397,200	
66	301,000	366,300	398,100	
67	302,400	367,800	399,000	
68	303,800	369,300	399,900	
69	305,100	370,900	400,800	
70	306,600	371,900	401,800	
71	308,000	372,900	402,700	
72	309,300	374,000	403,600	
73	310,800	375,000	404,400	
74	312,200	375,300	405,200	
75	313,600	375,500	406,100	
76	314,900	375,800	407,000	
77	316,400	376,000	407,900	
78	317,700	376,100	408,400	
79	319,200	376,400	409,000	
80	320,600	376,600	409,600	
81	321,900	376,700	410,100	
82	323,300		410,300	
83	324,700		410,600	
84	326,100		410,900	
85	327,500		411,100	
86	328,100		411,400	
87	328,600		411,700	
88	329,200		411,900	
89	329,700		412,100	
再雇用	246,200	265,100	286,800	312,100

備考：この給料表は、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー及び遺伝カウンセラー（ただし、認定遺伝カウンセラー資格を有している者に限る。）に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第4

病院看護職給料表

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	218,300	287,800	333,500	368,100	414,300	449,700
2	220,500	289,300	334,700	369,200	415,100	450,500
3	223,200	290,700	335,800	370,200	415,800	451,200
4	225,600	292,200	337,000	371,200	416,500	451,900
5	228,000	293,600	338,100	372,300	417,200	452,700
6	230,500	295,100	339,200	373,300	418,000	453,400
7	232,700	296,600	340,400	374,300	418,700	454,100
8	234,000	298,000	341,500	375,400	419,400	454,800
9	235,500	299,500	342,700	376,400	420,100	455,600
10	237,000	300,900	343,800	377,500	420,900	456,300
11	238,600	302,400	345,000	378,500	421,600	457,000
12	240,200	303,800	346,100	379,500	422,300	457,700
13	241,700	305,300	347,200	380,600	423,100	458,500
14	243,300	306,700	348,400	381,600	423,800	459,200
15	244,800	308,200	349,500	382,700	424,500	459,900
16	246,400	309,600	350,700	383,700	425,200	460,700
17	247,900	311,100	351,800	384,700	426,000	461,400
18	249,500	312,600	352,400	385,800	426,700	462,100
19	251,100	314,000	353,100	386,800	427,400	462,800
20	252,600	315,500	353,700	387,800	428,100	463,600
21	254,200	316,900	354,300	388,900	428,900	464,300
22	255,700	317,600	354,900	389,900	429,600	465,000
23	257,300	318,400	355,500	391,000	430,300	465,700
24	258,900	319,100	356,200	392,000	431,100	466,500
25	260,400	319,800	356,800	393,000	431,800	467,200
26	262,000	320,500	357,400	394,100	432,500	467,900
27	263,500	321,300	358,000	395,100	433,200	468,700
28	265,100	322,000	358,700	396,200	434,000	469,400
29	266,600	322,700	359,300	397,200	434,700	470,100
30	268,200	323,500	359,900	397,700	435,400	470,800
31	269,800	324,200	360,500	398,200	436,100	471,600

32	271,300	324,900	361,200	398,800	436,900	472,300
33	272,000	325,600	361,800	399,300	437,600	473,000
34	272,800	326,100		399,800	438,300	473,700
35	273,500	326,500		400,300	439,100	474,500
36	274,200	326,900		400,800	439,800	475,200
37	275,000	327,300		401,400	440,500	475,900
38	275,700	327,700		401,900	441,200	476,600
39	276,400	328,100		402,400	442,000	477,400
40	277,100	328,500		402,900		478,100
41	277,900	329,000		403,400		478,800
42	278,600	329,400		403,900		479,600
43	279,300	329,800		404,500		480,300
44	280,000	330,200		405,000		481,000
45	280,500	330,600		405,500		481,700
46	280,900	331,000		406,000		482,500
47	281,300	331,500		406,500		483,200
48	281,700	331,900		407,100		483,900
49	282,100	332,300		407,600		484,600
50	282,500					485,400
51	283,000					486,100
52	283,400					486,800
53	283,800					487,600
54	284,200					
55	284,600					
56	285,000					
57	285,400					
58	285,900					
59	286,300					
60	286,700					
再雇用	249,900	249,900	249,900	277,900	301,300	324,500

備考：この表は看護師及び助産師に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第4の2 (削除)

別表第5

適用される給料表	職員	支給額
看護補助職給料表	医学部附属病院神経精神科病棟に勤務し、患者の看護の補助作業等の業務に従事することを主たる業務とする技能職員	6,500円
病院看護職給料表	(1) 専門看護師として認定されている助産師及び看護師のうち、当該専門看護分野の看護業務に従事するもの	5,000円
	(2) 認定看護師として認定されている助産師及び看護師のうち、当該認定看護分野の看護業務に従事するもの	3,000円
	(3) 特定行為研修を修了している助産師及び看護師のうち、当該研修区分の行為を業務として行うもの	2,000円